

厚生文教委員会報告書

令和3年6月23日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 中西裕康

令和3年6月23日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第63号 備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第64号 備前市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
請願第18号 日本政府に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める請願	採択	なし
請願第19号 赤穂市福浦産廃場計画の中止を求める意見書の提出を求める請願	採択	なし
請願第20号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願	採択	なし
請願第21号 市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願	継続審査	—

<所管事務調査>

- 高齢者サロンの再開について
- 備前片上駅バスターミナルについて
- 新型コロナウイルス感染状況について
- 新型コロナウイルスワクチン接種状況について
- 備前市社会福祉協議会の市庁舎への移転について
- 障害者福祉について

<報告事項>

- 選挙における二重投票対策について（選挙管理委員会）
- ワクチン接種タクシー移動費補助について（市民協働課）

- ごみ収集車へのラッピングについて（環境課）
- 緊急事態宣言下でのごみ排出量について（環境課）
- がん検診の代替日について（保健課）
- ヘルスパ日生の温浴施設について（保健課）
- 住友生命保険相互会社との地域福祉向上に関する連携協定について（介護福祉課）
- 高齢者・障害者への虐待について（地域福祉連携課）
- 屋根付きスポーツ広場（吉永）について（吉永総合支所）
- 令和2年度病院事業会計決算速報について（市立病院）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第63号の審査	2
議案第64号の審査	4
請願第18号の審査	6
請願第19号の審査	6
請願第20号の審査	7
請願第21号の審査	9
報告事項	9
所管事務調査	20
閉会	25

厚生文教委員会記録

招集日時	令和3年6月23日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後0時00分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第3回定例会）の開催		
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長	西上徳一
	委員	星野和也		立川 茂
		森本洋子		山本 成
		青山孝樹		藪内 靖
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	掛谷 繁	石原和人	
	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
説明員	市民生活部長	藤田政宣	市民課長	杉田和也
	市民協働課長	藤森仁美	環境課長	芳田 猛
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	河井健治	保健課長 兼 新型コ ロナウイルスワクチ ン対策課長	森 優
	介護福祉課長	竹林伊久磨	社会福祉課長	行正英仁
	子育て支援課長	中野智子	地域福祉連携課長	江見清人
	日生総合支所長	坂本基道	吉永総合支所長	久保山仁也
	病院総括事務長 兼 日生病院事務長	濱山一泰	備前病院事務長 兼 さつき苑事務長	尾崎嘉代
	吉永病院事務長	藤澤昌紀		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

環境課長が初出席ですので、市民生活部長より御紹介があります。

○藤田市民生活部長 それでは、この4月の人事異動によりまして、市民生活部の環境課長となりました芳田課長でございます。

○芳田環境課長 皆さん、よろしくお願いたします。

○中西委員長 本日は、市民生活部、保健福祉部、市立病院ほか関係の議案審査、請願審査、所管事務調査を行います。

***** 議案第63号の審査 *****

まず第1に、議案第63号備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書18ページをお開きください。

議案第63号について、質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○青山委員 2点ほどお聞きしたいんですが、1点は、まず個人カードの再交付となっているんですが、今後の再交付については無料でしょうか。

○杉田市民課長 それでは、今回の条例改正につきましては国の法律改正によるものとなりますが、地方公共団体情報システム機構は地方共同法人として設立され、これまでは全国の市区町村から委託を受けて個人番号カードの交付関連事務を実施してきたところですが、これを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを強化し、個人番号カードを発行する主体として位置づけまして、その発行に係る事務に関し地方公共団体情報システム機構が定める額の手数料を徴収することができるとして、個人番号カードの発行に係る手数料は、地方公共団体情報システム機構から市区町村へ委託に基づき徴収することになります。条例上不要となる再交付手数料の規定をこのたび削除することとなります。

手数料につきましては、地方公共団体情報システム機構が総務大臣の認可を得て手数料の額を定める規定を制定します。また、7、8月中には地方公共団体情報システム機構は市区町村と委託契約を締結する予定となっております。

○青山委員 例えばなくしたときの再交付とかということではないんでしょうか。

○杉田市民課長 こちらにつきましては、本人の責により例えば紛失したとかという場合に再交付手数料はかかると御理解いただきたいと思います。

○立川委員 地方公共団体情報システム機構が発行に係る手数料を今まで徴求していたと。再発行の手数料は市区町村への委託となったから市区町村へ入るという理解でよろしいですか。

○杉田市民課長 手数料につきましては、こちらの市のほうでは歳入歳出は現金として受け入れ

まして、それを地方公共団体情報システム機構のほうにお支払いするということになります。

○立川委員 ちなみになんですが、19ページにあるんですけど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条7項の規定、マイナンバーカードの定義が規定されていると思うんですが、もしよろしかったら皆さんに分かるように御説明をいただけたらと思うんですが。

○杉田市民課長 では、情報のほう読み上げます。

この法律において、個人番号カードとは氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつこれらの事項その他総務省令で定める事項（以下カード記録事項という）が電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第18条において同じ）により記録されたカードであつて、この法律またはこの法律に基づく命令で定めるところにより、カード記録事項を閲覧し、または改変する権限を有する者以外の者による閲覧または改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいうと定義されております。

○立川委員 マイナンバーカードについての定義を今お聞きをしたところですが、これは現在備前市で発行している発行数とあわせて今後どのようなところへ目標を置くのか、お分かりでしたらお教えいただきたいと思うんですが。

○杉田市民課長 令和3年5月31日現在の数字になりますが、累計交付枚数は1万1,432枚となります。目標といたしましては、国のほうでは令和4年度末にはほとんど全ての国民、市民にマイナンバーカードを交付することを目指しておりますので、それに沿って目指してまいりたいと思っています。

○立川委員 人口に対する割合が大変低過ぎますので、大変だと思いますが、よろしく願います。

ちなみにこの再発行ということが今まで何件ぐらいあったのか。

○杉田市民課長 令和2年度の実績がございまして、2年度で43件となっております。

○立川委員 年間で43件あったと。内容的には参考までですが、どんなものが多かったんですか。例えば割ったよとか、なくしたよとか。

○杉田市民課長 多くの場合は紛失等が多かったと思います。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第63号の審査を終わります。

***** 議案第64号の審査 *****

続きまして、議案第64号備前市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書20ページから21ページをお開きください。

それでは、議案第64号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 身体障害者1級、2級、それプラス精神保健福祉法の1級、精神障害者の手帳を有する者への医療費の給付制度、この判定に所得制限がありますので、7月から前所得が必要であるということで、所得に含まれる老齢福祉年金制度に係る政令が8月施行と。そのため、1か月のギャップを埋めるためということの解釈でよろしいのでしょうか。

○行正社会福祉課長 そのとおりです。

○立川委員 そうしましたら、この心身障害者の医療給付制度、昨年度で身体障害者、先ほど言いました精神保健福祉法1級の障害者、それぞれ何名ぐらいが対象になりましたでしょうか。

○行正社会福祉課長 450名程度になっております。

○立川委員 申し訳ないんですが、身体障害と精神障害と割合って分かりますか。

○行正社会福祉課長 手元のほうに資料がございませんので、また調べまして後ほど御回答させていただきます。

○立川委員 分かりましたら割合で結構です、パーセントで。教えてください。

それと、この無拠出である老齢福祉年金、もう無拠出はほとんどないと思うんですが、市内で何件ぐらいの方が老齢福祉年金、無拠出年金受けておられるか、お手元に資料ございますか。

○行正社会福祉課長 申し訳ございません。またそちらのほうも調べまして回答させていただきます。

○立川委員 それは対象者がいないということですか、資料がないということ。

○行正社会福祉課長 手元のほうに資料ございませんので、もう一回調べてみます。

○立川委員 お願いをしときたいと思います。

その老齢福祉年金制度に係る所得を見るわけですから、何人ぐらいかはそれまでに教えていただきたいなと思います。多分、あまりないと思うんですけどね、無拠出ですから。あと皆さん掛けておられる年金ばかりなんで。どのぐらいで分かりますか。採決までに分かりますか。それとも後ほど。

○行正社会福祉課長 後ほどお答えさせていただきます。

○青山委員 議案の細部説明書の10ページ、心身障害者医療費給付に係る受給資格の判定において4月から前年所得の額を必要とすることからとあるんですが、今まではどういう状況だった

んでしょうか。条件等、まず教えてください。

○**行正社会福祉課長** 給付条例の第3条第2項第2号におきまして、障害者が老齢福祉年金の支給対象者であるとみなした場合において、当該障害者の前年の所得となっておりますので、1月から6月の間における判定に際しては前々年の所得、それ以外については前年の所得となっております。

○**青山委員** 大きく変わった点というのは、8月からということなんですけど、所得の額で今までもやっておられたということですね。具体的に幾らかとかということはどうなっていますか。

○**行正社会福祉課長** 額のほうは今手元に資料ございませんけども、心身障害者医療の受給判定におきまして、老齢福祉年金制度に準拠した所得制限を用いております。

○**青山委員** それじゃあ、8月からということ以外で特に変わったところというのはないと考えてよろしいんでしょうか。

○**行正社会福祉課長** 今回の改正の趣旨といいますのが、この老齢福祉年金の所得制限を用いているんですけども、そちらの影響を受けないように今回の改正を行ったということで考えております。

○**中西委員長** それでは、答弁の準備のために委員会を休憩したいと思います。

午前 9時47分 休憩

午前10時13分 再開

○**中西委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○**行正社会福祉課長** 立川委員からいただきました2点の御質問につきまして、回答させていただきます。

1点目で、手帳所持者の身体及び知的の割合ですけれども、身体障害者手帳のほうは9割、約9割、それから知的のほうは約1割という割合となっております。

それから、老齢福祉年金につきましては1916年、大正5年4月1日以前に生まれた方が対象となりますので、今回の給付の対象はございません。

○**立川委員** ありがとうございます。障害者の自立支援は心身障害プラス知的障害ということで大変ごめんなさい、ありがとうございました。

それから、老齢福祉年金は対象ゼロということでもよろしいですね。

○**中西委員長** ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第64号の審査を終わります。

***** 請願第18号の審査 *****

次に、継続審査となっております請願第18号日本政府に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める請願についての審査を行います。

請願第18号についての発言を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これより請願第18号を採決いたします。

本請願は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第18号は採択されました。

本請願については全会一致で採択となっておりますので、意見書についてお諮りいたします。

意見書案については既に委員長において調整してありますので、後ほど配付をさせていただきます。

あさって25日の委員会までに御一読いただき、協議も25日に行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で請願第18号の審査を終わります。

***** 請願第19号の審査 *****

続きまして、請願第19号赤穂市福浦産廃場計画の中止を求める意見書の提出を求める請願についての審査を行います。

請願第19号について発言を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 赤穂市の福浦産廃ということで赤穂市にはなるんですが、赤穂市のほうでは多分全会一致で採択をされていると記憶をしております。それ以外でも日生地域の海資源ということで、県はまたぎますが、これは日生の人のためにも採択をしてあげたらいいんじゃないかなと思います。

○森本委員 ちょうどお伺いしようと思ったんですけど、赤穂市議会のほうが出されているということをおっしゃったので、漁業関係者の方がどういう動きをされているのか、分かれば教えてください。

○芳田環境課長 平成30年3月に日生漁協から事業者へ質問を提出しているという状況でございます。回答はないということで伺っております。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これより請願第19号を採決いたします。

本請願は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第19号は採択されました。

本請願についても全会一致で採択となりましたので、意見書についてお諮りいたします。

意見書案は既に委員長において調整してありますので、後ほど配付させていただきます。

25日の委員会までに御一読をいただき、協議も25日に行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で請願第19号の審査を終わります。

***** 請願第20号の審査 *****

続きまして、請願第20号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める請願についての審査を行います。

請願第20号について発言を希望される方の発言を許可いたします。

○藪内委員 本日午後にも最高裁の結論が出ると思いますんで、もう少し研究をして結論を導いたらと思います。

○中西委員長 藪内委員のほうからもう少し研究をしてということで、これは継続審査の要望ということでよろしいのでしょうか。

○藪内委員 はい。

○青山委員 今日の午後に最高裁の判決がということなんですが、これ以前にも最高裁の判決で合憲ということではありましたが、その後もいろんなところで働きかけて、長年にわたって問題化されているという経緯があります。

私は、採択に賛成という立場なんですが、本日の最高裁の判決を見てと藪内委員はおっしゃられたんですけど、賛成という立場からいうと合憲であれ今までと変わらない、違憲ということになるとそれは採択をしていく方向で進むんじゃないかなあと思っています。

まず、この夫婦同姓という民法の問題については改正をするのがほとんど95%ぐらいが女性ということであります。現在の男女平等であるとか、男女共同参画社会ということをやっている中で、女性の社会進出という面で女性の多くが職業上現民法では通称を使わざるを得ないということ、自分の育ってきた氏を、姓を捨てざるを得ない。そういう中で、自分たちの氏を使うということであれば、先ほどのように通称という形で続けるか、あるいは結婚という形を取らずに内縁関係、つまり事実婚を選択しなければならないということになります。

内縁関係ということになると、かなりデメリットがあると私もいろいろ調べた中で判明しております。生まれた子供については非嫡出子ということになる、父親との関係は法律上はないと、

それでその場合に父親に扶養を求める権利がなくて、父親の法定相続人ともならないということがあります。それから、共同親権というのは認められない。税金の優遇などの公的サービスが受けられない。住宅ローンが組めない。代理権、病院で入退院するときに片方が代理権になるというふうなこともできないということが起こっております。

2017年の法務省が調べた家族の法制に関する世論調査においても選択制夫婦別姓を認めるというのが42.5%、反対が29.3%ということで、13ポイント賛成が上回っているという社会の情勢もあるということで、もうずっとずると長引かすんじゃなくて、早く選択制夫婦別姓制度になるように働きかけたらと思います。

○森本委員 私も採択のほうでの意見を述べさせていただきます。

国も一旦まとまりかけていたのが後退というような残念な状況にもなったりはしているので、ジェンダー意識の低い日本国でありますからなかなか話が前へ進まないんですけど、先ほど青山委員が言われたように世論調査でも40%以上の方が賛成というような方向がありますので、これは今日裁判所の結果があるといえども採択のほうでお願いしたいと思います。

○中西委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

請願第20号につきましては、継続審査を希望する旨の御発言がございました。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査とすることをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

いま一度申し上げます。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査とすることをお諮りして、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

よろしいでしょうか、御不明な点がありましたらもう一度読み上げますけども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数でありますので、本請願は採決を行います。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

○星野委員 ここでは意見が言えない。

まず、継審を諮ったわけじゃないですか。その後、この請願に賛成か反対かという意見はここでは言えないんですか。

○中西委員長 暫時休憩。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

○中西委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、請願第20号は採択されました。

委員会からの意見書発議は全会一致になりますが、この場合の意見書の発議は賛成委員からの議員発議となりますので、委員会からの発議はしませんが、委員会閉会后、議員発議の準備をしていただくようお願い申し上げます。

その上で、もし少数意見を述べたいということがありましたら、少数意見の留保も可能ですので、いかがされますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よって、請願第20号の審査を終わります。

***** 請願第21号の審査 *****

続きまして、請願第21号市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願についての審査を行います。

請願第21号について発言を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら委員長のほうから、御意見がないようですので、継続審査にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、継続審査といたします。

以上で請願第21号の審査を終わりました。

審議中途ですが、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けしたいと思います。

順次報告をお願いします。

○杉田市民課長 選挙管理委員会より、令和3年4月11日執行の備前市長選挙、備前市議会議員補欠選挙を踏まえての二重投票の対策について報告いたします。

備前市長選挙、備前市議会議員補欠選挙の投票結果及び投票事務の誤りについては4月23日の当委員会で報告しているところですが、今後の二重投票の対策について御質問をいただきましたので、改めて報告いたします。

委員御承知のとおり、期日前投票及び当日の投票においてはあらかじめ住所地に送付している

入場券を有権者に御持参いただきまして、職員が選挙人名簿と照合することで円滑な投票事務を行っている反面、身分証明書の提示等を求めないことによるなりすまし投票、二重投票が行われてしまう可能性が高くなります。このなりすましや二重投票はもちろん不正な行為であり、徹底した投票管理が行われるべきですが、仮に身分証明書による本人確認を義務化するととなりますと、大きな混乱を引き起こすことも考えられます。一度投票所まで足を運んだのに身分証明書がないことで投票できないとなると、結局投票しないということにもなりかねません。このため、制度の運用上入場券を持参する、または名前、住所、生年月日等を正しく伝えられれば本人として投票できることとしております。

なお、公職選挙法等においても本人確認書類で確認ができなければ投票はできないとする規定はありません。この課題は、本市に限らず全ての選挙事務に関わるものとなりますので、国や県選管とも情報連携を図り、調査研究してまいります。

また、市長選での選挙事務の誤りがありましたので、誰もが再発防止に向けての知識と意識を持てるように、また特に経験の浅い事務担当者への選挙事務の指導、教育に努めてまいりますとともに、投開票での誤りが起きることを予防する選挙機材の充実に努めてまいります。

○藤森市民協働課長 市民協働課より、ワクチン接種タクシー移動費補助について報告をさせていただきます。

備前市に住所のある障害者手帳等をお持ちの方が令和3年7月1日から令和4年3月31日までの期間中に医療機関で新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける場合は、タクシー料金が片道200円で利用できるように補助を実施いたします。運賃が5,000円を超えた場合には、超えた部分の料金を合わせて自己負担していただきます。利用できるタクシー事業者は市内8社で、障害者手帳をお持ちの方に接種券を郵送する際にチラシを同封いたします。

また、備前市に住所のある高齢者に対しても、同様の補助を令和3年6月1日から7月31日までの間実施しております。

予算は、この定例会に保健衛生費の予防費、負担金補助及び交付金として4,000万円を計上しておりますが、同じ予防費の中の委託料を流用して予算確保の上、実施しております。

○芳田環境課長 環境課から2点報告させていただきます。

お手元にごみ収集車へのラッピングについてということで資料を一部配付させていただいております。

環境をテーマにした絵を貼りつけたパッカー車が5月から市内を運行しております。これは令和元年6月の一般質問に対しまして実現したものでございます。張りつけた絵につきましては、備前商工会議所女性会が主催の環境保護等をテーマにした絵画コンクールの入賞作品全8作品を掲示いたしております。

なお、報告と前後となりますが、本年5月21日の山陽新聞の朝刊、6月3日のNHKニュースに取り上げられておりますことを併せて報告いたします。

2点目ですが、緊急事態宣言下でのごみ排出量についてですが、平成31年度のごみ排出量に對しまして、令和2年度の一般持込み可燃ごみにつきましては5月が約1.1倍、一般持込みの不燃ごみが約1.5倍、粗大ごみにつきましては緊急事態宣言中の5月は実は4割減少しております、6月に1.4倍の増加となっております。本年令和3年の先月5月につきましては、一般持込みの可燃ごみは約2割減っております。あわせて不燃ごみにつきましては約5割減少しております。粗大ごみにつきましても2割減となっている状況でございます。

6月についてはまだ中途でございますので、集計はできておりませんが、今年度については減少しているのかなと考えております。

以上、緊急事態宣言下でのごみの排出量の分析結果を御報告いたします。

○森保健課長 それでは、保健課から2点御報告させていただきます。

まず、がん検診についての御報告でございます。

緊急事態宣言の発出に伴い、6月に6日間、24か所を予定しておりましたががん検診について延期としておりましたが、代替日の調整が付き、9月、10月、11月で実施したいと考えております。詳しくは7月の広報で市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

次に、ヘルスパ日生の温浴施設についての御報告でございます。

4月に一体施設の温水プールを管理しています施設管理公社と顔合わせを行いました、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在のところ話し合いは全く進んでいないという状況でございます。

○竹林介護福祉課長 介護福祉課から、住友生命保険相互会社との地域福祉の向上に関する連携協定の締結について報告いたします。

本日の山陽新聞東備版にも記事が掲載されましたので、委員皆様もう既に御承知のことかと思いますが、6月10日、議長にもお立会いいただきまして備前市と住友生命保険相互会社とで地域福祉の向上に関する連携協定を締結いたしました。

内容としましては、保健福祉部の業務全体にわたる項目としておまして、高齢者、子供、障害のある人など、いろいろな世代や置かれた環境における不安や悩みのほか、地域での支え合いの担い手不足といった課題の解決への糸口となることを期待して、連携協定を締結させていただいております。

なお、具体的な取組につきましてはこれからそれぞれ担当部署において検討することになりますが、健康づくりや介護などに関するセミナーの開催や、高齢者の見守り支援などを想定しているところでございます。

○江見地域福祉連携課長 地域福祉連携課から1点御報告させていただきます。

前回の委員会で報告させていただいた高齢者、障害者虐待についてでございますが、経過等詳細をというお話をいただきましたので、今回資料をつけさせていただいて説明をさせていただきたいと思っております。

なお、この資料につきましては回収等はいたしませんけれども、デリケートな問題でありますし、現在も継続して動いているというケースも実際にございますので、取扱いには御注意をいただきたいというふうをお願いをしておきます。

それでは、虐待ありと備前市が判断したケース14件について列挙をさせていただいております。虐待の内容につきましては、虐待防止法ができてからずっと同じではあるんですけども、身体的虐待、暴言であるといった心理的虐待という件数が多くなっているというところがございます。それから、14件のうち今現在分離等で終結という判断をしているケースは5件でございます。それから、継続して支援を行っているケースが9件となっております。

○久保山吉永総合支所長 吉永総合支所から、補正予算で計上しております屋根つきスポーツ広場について概要を説明させていただきます。

昨日、総務産業委員会でも同様の説明をさせていただいております。

場所は、吉永町吉永中の吉永総合支所のすぐ東側、旧吉永病院の跡地となります。

お配りしております資料を御覧ください。

跡地面積2筆で、合わせて3,017平米の土地であります。現在も旧ダイケアセンター駐車場として残っている部分もありますので、その部分をよけた北側部分を配置図のとおり20メートル掛ける60メートルの1,200平米の規模で屋根つきのスポーツ広場建設を予定しております。高さ4メートル、鉄柱を左右に5本ずつ、計10本の柱を独立基礎の上に立て、屋根の部分をシートで覆うという仕様で考えております。最近よく見かけますが、工場などでシートで横壁、屋根を覆い、簡易な倉庫として設置していますが、その横壁はシートで塞がない屋根だけあるものとイメージしていただければと思います。

資料の下側に断面図を入れております。

一般質問でも市長が答弁をしておりますが、本施設の目的は高齢者から若者、子供まで皆で利用できるスポーツ施設として、憩いの場として、健康促進やコミュニケーションの場として幅広く利用してもらうために設置をするものです。

今回は、まず第1弾ということで片上、吉永にこの施設を設置し、順次他の地区に対しても可能なものは整備していくと聞いております。屋根つきということで雨の日はもちろん、夏場の日差し強い日も気にすることなく安心して利用できるのではないかと考えております。

地元からの要望でもあり、子供を持つ親御さんからもちょっとした子供を遊ばせる広場が備前市には少ないという声も聞いております。市民の皆さんが生きがいを持って元気に生活できるような魅力あるまちづくりを進めていきたいと思い、予算計上をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○濱山病院総括事務長 病院事業から、令和2年度の病院事業決算について速報値として御報告させていただきます。

まず、個々で申し上げますと、備前病院が996万円の事務損失、日生病院が6,122万円

の純利益、吉永病院が4,974万円の純損失、さつき苑が5,097万円の純損失となり、病院事業全体といたしましては4,945万円の純損失となりました。

各病院の患者数について前年度対比で申し上げますと、備前病院については入院がマイナスの9.5%、外来がマイナス8.3%、日生病院が入院がマイナスの0.4%、外来がマイナス9.7%、吉永病院の入院はマイナス3.9%、外来がマイナス11.6%となっております。

さつき苑については入所利用者はマイナス3%、通所利用者はプラス13.9%となっており、訪問看護ステーションの利用者はマイナスの3.5%となっております。

○中西委員長 報告が終わりました。

委員長のほうから、ごみの排出量についてはなかなか興味深いものがありますので、できれば先ほど報告された中身の、ペーパーで委員会に後で配付をしていただければと思います。

市立3病院につきましても、できればペーパーで読み上げた部分をまた委員のほうに配付をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項に対する質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○星野委員 選挙についてなんですが、先ほど投票についての改善策を言われたんですが、それとは別に証紙の交付ミスもあったんじゃないかと伺っているんですが、こちらについてはどのように改善、対応していこうという考えなのか、教えてください。

○杉田市民課長 当日の選挙事務におきまして、ミスが起きたことは大変申し訳なく思っております。担当者のほうに十分な説明ができていなかったことが原因かと思っておりますので、その点を十分改善してまいりたいと思っております。

○藪内委員 選挙の二重投票のことで、混乱を避けるために簡素化したような感じですが、結果このように二重投票、いろんな混乱、問題が出てくるということは、最初でもうちょっと詳しく調べて、時間はかかろうともそのような手段を使ったほうがいいのではないのでしょうか。

○杉田市民課長 この件に関しましては、申し上げたとおりメリットとデメリットが混在しております。比較しての判断となってくるとは思いますが、県選管等とも相談しながら本市の今回の件のほうも報告させていただいておりますので、今後の検討をしてまいりたいと思っております。

○西上副委員長 障害者、高齢者の虐待についてお伺いいたします。

虐待の詳細も書かれていますけれども、経済的虐待のことはよう分かりますけれども、心理的とか、身体的虐待とはどういうことをしたのかというのを分かればお知らせください。

○江見地域福祉連携課長 まず、身体的虐待については、今列挙しているケースにつきましてはほとんどもう暴力といいますか、殴っているというところがございます。実際に確認というのいたしますので、実際にあざがあるであるとか、そういったこと、それから虐待をされている側につきましても、殴ったということを実際に言われる方もおりますので、そういうことで判断をしていくということになります。実際に暴力があったということがございます。

それから、心理的虐待につきましては、一番多いのが暴言ということで、常日頃ずっと暴言を

言っているというようなことで、そういうことを心理的虐待と捉えましてその判断をしている、これも実際に言っているとか、第三者が聞いたことがあるとかといったようなことで判断をしているというものでございます。

○西上副委員長 ありがとうございます。暴力的ということ、暴力的なことは身体的に非常にダメージがかかるんですけれども、それによってお亡くなりになったとか、入院されたというような事例はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○江見地域福祉連携課長 実際に虐待を行った暴力でお亡くなりになったとか、それが基で入院をされたというのは今のところはございません。ただ、例えば分離をしたときに実際にあざとか、骨折という場合もございます。その場合には分離をして、通院をして、治療に当たるということにはなっております。

○西上副委員長 先ほど、課長の御説明では虐待防止法施行というお言葉が出てこられましたけれども、虐待防止法施行前と今現在施行されてからとではどのように件数が違いになったかというのをお分かりになるでしょうか。

○江見地域福祉連携課長 法施行前の件数につきましては、はっきりと何件というのは分からないというところでございます。一般的な相談の中で、例えば高齢者でも御夫婦の間で虐待が行われているということは判断をいたしますけれども、例えば普通にDVでありますとか、そういったところの判断、線引きがきちんとできたというのが法施行後に数字として上がっているというところでございますので、詳しくこれと全く同じもので法施行前に数字というのは把握はしていないというところでございます。

○青山委員 関連なんですけど、ここに14件上がっているんですけど、発覚をした状況についてはどのように把握されていますか。

○江見地域福祉連携課長 虐待につきましては、通告というのを私の部署で受け付けるということから始まります。それまでの相談といった件数についてはもっとたくさんございまして、実際に虐待であると、虐待というのが先ほど申しましたように、じゃあ夫婦げんかであるとかとどう違うのかという判断というのが多分出てくると思います。虐待の防止法についていうと、高齢者でいうと養護をしている方と養護されている方という判断と、どちらかが弱い立場であるということで、強い立場の人が弱い立場を日頃から例えば暴言とか暴力とかしているという判断といったようなものがありますので、それ以前の例えばすごいどなり声がこの家で聞こえてくるという御相談があったとしても、それは一概に虐待というふうな判断はせずにお話を詳しく聞いて、これは虐待と判断してよかろうということで虐待と判断するという流れがございまして、全てそういった判断の中で行っていると御理解いただければと思います。

○青山委員 認定したり、関わることはなかなか難しい問題だとは思いますが、例えば虐待をされた、通報があった、これは後になって分かってくるのだと思うんですけど、防止について何か取り組まれていることがあったら教えてください。

○江見地域福祉連携課長 一概に虐待について御理解をいただくためにPRをしていくというのはもちろんあるんですけども、虐待に至るまでのパターンと申しますか、例えば認知症を患っている方、例えば御夫婦で住まれていて認知症をお一人の方が煩う、なかなか認知症に対応が難しくてつい手が出てしまう、その介護についても同じだと思いますけども、介護が厳しくてどうしてもつい手が出たり、暴言が出てしまうといったようなところがあると思います。ですので、虐待に至るまでの関わりの中で、関わる人間が誰かいると思いますので、その中でそれに至らないようなことをやっていくというのは防止の一つだと思います。ですので、そこに関わる人間についても虐待といったものの理解をしていただきたいということで、そのPRをしていくというところは大事かと思えます。

○青山委員 最後にしますけど、この14件の中で例えばホームヘルパーとか、ケアマネジャーが関わっておられるというのは何件ぐらいありますか。

○江見地域福祉連携課長 この14件のうち高齢者については13件ということでございますけれども、私が記憶している限りほとんどの方は何らかの支援者がいるということで御理解いただければと思います。例えばケアマネジャーさんがついているでありますとか。

右上の参考資料、これは一昨年度の資料にはなりますけれども、虐待の受付件数が27件のうち誰から通報があったか、相談があったかというようなものを示したものでございます。一番トップは介護の支援者、何らかに関わっている方からこれは虐待ではないかというふうな相談等があったというふうに御理解いただければと思います。

○立川委員 この表で気になったんで、教えてください。

8番は、どのような施設へ入られたんでしょうか。

9番も精神疾患があつて通院後入院ということになれば、医療保護入院なのか、措置入院なのかでかなり変わってくるんですが、そこら辺2点教えてください。

○江見地域福祉連携課長 8番については、本人さんが入所ということでございまして、これは基本的には普通に養護老人ホームであるとかといったような施設に入所ということで支援を行ったということでございます。

9番も精神疾患によって被虐待者の方が不安定だということで、これも措置であるとかそういった入院ではなくて任意の入院ということで分離を行っているということでございます。

○森本委員 同じこの高齢者と障害者虐待の内容についてなんですけど、少し気になるんですけど、5番と14番が同じケースでということで夫の介入について拒否的であるということなんですけど、この点で相談を受けることもあるんですけども、支援を継続しているということなんですけど、どういった支援の内容で、割合としては結局密室な状態で起こることが多いかと思うんですけど、どういうふうな見守りをされているのか、少し教えてください。

○江見地域福祉連携課長 このケースにつきましては、もともと御主人が奥さんを介護をしていたというケースになります。大変御主人のほうも一生懸命介護をされていたんですけども、介

護は大変ということであつて手が出たということでもあります。このケースにつきましては、例えばショートステイを利用するということでケアマネさんをつけていろいろやっていますけれども、なかなか家で見たいという思いも強いということですので、そのあたりで継続して自宅での支援も続けながら、もう限界が来たらというようなことをやっていくということ、これはもう地道に続けていくとか、説得をしていくというようなこととございます。虐待の対応につきましては、特に強制力があるものではございませんので、なかなかそのあたりについては一線引いて何かをこの時点でやるということはなかなか難しいということではありますけれども、そういった虐待をされている方にも思いはありますので、そういったところも配慮しながら継続して支援を続けているというものでございます。

○森本委員 高齢者同士の介護になったら大変高齢者の方が怒りやすいというパターンも見受けられるということも聞いていますので、ケアマネさんなり女性の方が対応していくときに大変怖い思いをしたという話も若干聞いたりするんですけど、行かれるときは、予防として2人で行かれるとか、そういう体制を考えておられるんですかね。

○江見地域福祉連携課長 ケアマネさんも御要望があればこちらの職員と一緒に出向いていくことはあります。虐待の対応で例えば調査でありますとか、お話を伺いに行くような場合は基本的には2人一組で出向いているということとございます。

○星野委員 屋根つきスポーツ広場についてです。

予定地の旧病院跡、現在はどのような利用がされているのでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 現在も、高齢者がグラウンドゴルフでの利用をされております。

○星野委員 ということは、土地とか、地面の形状は良好で、土地の改良とか改修というのは必要ないと思っておけばよろしいのでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 きれいに使われておりますので、更地できれいな状態とございます。

○星野委員 これ報告事項と外れるかもしれないんですけど、この旧病院跡地の敷地内にあります旧デイケアセンターは今後どうされるお考えなんでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 特に、現在はどうするというのは考えておりませんが、今現在グラウンドゴルフ利用者の物置、それから環境衛生指導員さんの道具などの物置となっております。

○星野委員 この旧デイケアセンターは現在はどこが管理するようになっているのでしょうか。吉永総合支所でしょうか、それとも吉永病院でしょうか。

○久保山吉永総合支所長 基本的には、病院解体した後のその土地も吉永総合支所で管理しております。

○立川委員 ワクチン接種タクシーの移動費のことなんですが、市内8社ということで、記憶の中では20台ぐらいしかタクシーいらっしやらないんですが、取り合いになるとか、そういったトラブル関係は何かございましたか。

○藤森市民協働課長 市内8社ということで、制度開始前は予約が殺到するのではないかと心配

していた面もありますけれども、タクシー事業者に聞きましても予約は順調で、特に取り合いになつたりということはないと聞いております。

それから、担当課のほうにも予約が取れないといった苦情は寄せられておりません。

○立川委員 続きまして、がん検診なんですけど、6月予定が9月、10月、11月にずれるよという御報告があったんですが、今後の状況によってはまた再度変わる可能性もあるということですか。もう決定ということですか。どちらでしょうか。

○森保健課長 代替えの日程については、もう事業者と調整いたしまして決定させていただいております。あと、今後のコロナの関係の発生状況によるんですけども、もう今後出た場合については次の調整というのがかなり難しくなるのではないかと考えております。ただ、できる限り実施できる方向で業者とは話していきたいと考えております。

○立川委員 ということは、やるよというスタンスでいかれるということですね。中止は考えていない、例えばコロナで悪化してもやるよという解釈でよろしいのでしょうか。

○森保健課長 コロナで緊急事態宣言等が出た場合については、状況を見ながら中止もあります。

○立川委員 大変でしょうけど、よろしくをお願いします。

最後ですが、ヘルスパ日生のほう何も進んでないというようなお話でしたが、障害となるものはコロナだったんですか、それとも何か別の原因があつて。

○森保健課長 原因はコロナでございます。

○星野委員 ごみ収集車へのラッピングについてですが、市民の反応とかは聞こえてきているのでしょうか。

○芳田環境課長 反応というところまでではないですけども、新聞にも出ましたので、見ましたよとかということでの声は多少聞いております。

○星野委員 今後はどのようにしていかれるつもりなんですか。

○芳田環境課長 毎年環境をテーマにした絵画コンクールをしておりますので、1年に1回入れ替えたいとは考えております。

あわせて、パッカー車が今9台ございますが、かなり年数のたっているパッカー車もありますので、そこにこういったフレームを取り付けるとすぐ廃車になってしまっても困りますので、車の買換えに合わせましてもう数台ぐらいはフレームを取り付けて、こういった啓発のポスターなんかをつけられたらなどは考えております。

○青山委員 屋根つきスポーツ広場のことで二、三、教えてください。

地元の要望があつてと言われたんですけど、具体的にどのようなところからの要望だったのでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 実際にやっているグループからなんですけれども、一般質問でも市長言われていましたけど、口頭で、いろいろ選挙で回っているときにうちだけじゃなくほかの地区

からもということは聞いておりますけれども、今週要望書を持って市長に会いに来るというのも聞いております。

○**青山委員** これ多額のものでし、吉永にとってはいいことだということになるんかもしれないんですけど、区長さんとか、区会とか、そういったようなところにお尋ねとかというのはされとんでしょうか、あるいは連絡とか。

○**久保山吉永総合支所長** 特に、今はしておりませんが、補正予算が通りましたら具体的に区長さんなり、それからグラウンドゴルフのグループ代表なりと調整、協議はしていく予定でございます。

○**青山委員** ここまでの計画について、地元の区長さんとか、そういう方に伺いを立てるとか、連絡をしておくということは必要じゃないかと思うんですけど、その点については今後どうされますか。

○**久保山吉永総合支所長** 今週も来られますし、私も同席する予定になっておりますので、地元の区長、それから地元グループ等とも協議をしていきたいと考えております。

○**青山委員** 次に屋根、ビニールシートのようなものをかけると言われたんですけど、耐用年数はどの程度を考えられとんですか。

○**久保山吉永総合支所長** 一応、10年以上はもつと聞いております。一部破れたりしたときも、新しいときには熱処理で圧着して補修は効くと聞いております。

○**青山委員** そうなりますと、10年ごとに修理あるいは取替えということになると思うんですけど、その辺の費用についてはどのように考えられておりますか。

○**久保山吉永総合支所長** 一応耐用年数が10年ということですが、10年たったらもう駄目になるかというたらそういうわけではないと考えておりますので、利用できる以上は利用させてもらう、通常補修が必要であれば補修も考えていきたいと考えております。

○**青山委員** 3点目、最後ですけど、以前一般質問でも質問させていただいたんですけど、複合的に使われるということで大変結構なことだと思うんですけど、その際トラブルになるのがグラウンドゴルフあるいはゲートボール等行っている、そういう団体の使用の仕方と、子供たちあるいは親子で使うということになると、そこの整地等でトラブルになるというようなこともいろんなところではお聞きしております。それで、どうしても高齢者の方日中ウィークデーでもずっと使われるということも可能なんで、独占してしまうというようなこともあるんですけど、その辺のルールについてはどう考えられていますか。

○**久保山吉永総合支所長** 一応、現在月水金と9時から11時で利用をされております。使った後もきれいにされていますので、そこは私も心配ではありますので、そのグループとも使い方、利用方法等工夫しながらみんなで利用できるような施設にしたいと考えております。

○**西上副委員長** 私もその屋根つきスポーツ広場の件で、関連で一つお伺いいたします。

多目的ということでフットサル、テニス、グラウンドゴルフ、こういったことをいろいろでき

と思うんですけども、このサイズでそれらのコートなんかは入りますか。

○久保山吉永総合支所長 テニスコートみたいにネットが必要であるとか、線を引かなくちゃいけないというところまでは考えておりません。ですので、キャッチボールをやってもらったりとか、子供が中でぐるぐる走り回るとか、そういう感じで使ってもらえたらとは思っております。テントの下にネットを張ったりとかというのは考えてはおりません。

○西上副委員長 それでは、下も土のままということでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 今の更地のままの状態を使う予定としております。

○西上副委員長 照明なんかはつくんでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 照明はどうか、今検討中なんですけれど、照明をつけると今度消防法の関係でいろんな設備もつけなくちゃいけないよというような話も聞いておりますので、照明は協議検討中でございます。

○西上副委員長 もうどうせやられるのなら思い切って照明もつけていい施設にさせていただきたいと思うんですけども、そのときは使用料金も取っていただいてやられればいいと思うんですけど、その辺の使用料金のことについてはどうお考えでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 今も特に使用料は取っておりません。今後も市長の答弁でもありましたけれども、そういった施設を順次設置していくような考えでもありますので、そこらとも調整をしながら今後検討していきたいと考えております。

○森本委員 ヘルスパ日生について、先ほど御質問でコロナの関係で全く進んでないということなんですけど、緊急事態宣言も終わって今後見通しとしてはいつぐらいから本格的に取り組まれるのか、お聞きされているのでしょうか。

○森保健課長 今後につきましてはこれから連絡をいたしまして、日程をどうお考えなのか確認したいと思っております。

○森本委員 委員会のとときとか分かれば報告していただきたいと思っておりますので、これは要望でお願いいたします。

○星野委員 スポーツ広場についてです。事業の背景、目的に吉永町内では子供が気軽に遊べる公園がないため、日中は高齢者が利用し、夕方や休日は子供や家族が遊べるような運用となっているんですが、先ほどから話を聞いていますと子供や家族はキャッチボールをしたり、ぐるぐる走り回るだけしかできない施設なんでしょうか。それとも、そのほかの遊具等々の設置は検討されているのでしょうか。

○久保山吉永総合支所長 基本的に遊具などの設置は考えておりません。ですので、暑い日差しが強い日とかはその下で遊んでもらうというようなことを考えております。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に所管事務調査を行います。

***** 所管事務調査 *****

コロナ対策について、サロンの再開に当たって、備前片上駅バスターミナルについてですが、最初にサロンの再開に当たってから報告を願いたいと思います。

○竹林介護福祉課長 それでは、介護福祉課から高齢者サロンの再開に当たってということでお答えいたします。

昨日までに介護福祉課の地域包括支援センターの職員で確認しましたところ、市で現在把握しておりますサロンとか憩いの場といった全体を通いの場と申しますが、145か所ございます。そのうち6月中の再開予定が25か所、7月予定が40か所、8月予定が2か所、現在検討中のところが19か所、残り59か所につきましてはまだ把握ができていないところとなっております。

また、これから再開します通いの場におきましては、高齢者のワクチン接種が進みつつあるところではございますが、引き続きコロナ対策の徹底をお願いしますとともに、マスク着用によります脱水とか熱中症予防の啓発、それからワクチン接種の状況の確認、さらに介護予防体操としての生き拌びぜん体操というのを職員でつくっておりますが、それを自宅での取組を勧奨するなどの啓発につきまして、地域包括支援センターの職員が出向いたりとか、社会福祉協議会との協力によりまして行う予定としております。

○中西委員長 皆さんのほうから御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて備前片上駅のバスターミナルについて。

○藤森市民協働課長 備前片上駅バス停が発着点になってからなんですけれども、備前片上バス停は三石、吉永、寒河蕃山伊里線の3路線に日生、東鶴山、片上和気線が加わり、6路線となっております。1日の発着便数が増加したことから、4月及び5月の2か月間の備前片上駅バス停におけるバスの利用者は、令和2年101名から令和3年は1,070名となっております。

市民からの反応についてなんですけれども、窓口で聞いたり、運転手から聞き取りをしたところでは、片鉄片上が終着点の路線についてはJRの駅まで歩いたり、JR駅までが分かりにくかったりしたけれども、現在は備前片上駅前に止まるので、分かりやすくなった。それから、市役所に行くの便利になった。大東地区の住民の方から、備前片上駅発着のバス停で日生、鶴海方面へ直通になりよかったという意見をいただいております。

一方で、JRとの乗り継ぎにまだ課題があるという意見をいただいておりますので、今後改善していきたいと思っております。

○中西委員長 皆さんのほうから御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、コロナ対策について報告を執行部からしていただいて、調査研究を行えたらと思います。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 それでは、配付しております資料を御覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症感染状況、ワクチン接種状況等を書いている資料でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染状況でございますが、令和2年11月に最初の感染者の発表があり、現在まで69人の感染者が出ております。本年度になって4月、5月で53人の感染者が出ておりますが、5月27日の県の発表を最後に今まで感染者は出ていないというような状況でございます。

次に、ワクチン接種の状況ですが、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの速報値、令和3年6月22日8時半現在でございますが、接種券を発送した通数につきましては1万3,394通、これは65歳以上の方なんですけれども、中で1回目の接種者は9,447人、これが発送数の約70.5%になります。2回目の接種者は4,234人の約32%となっております。

なお、この数値につきましては医療従事者の方は含まれていないということでございます。

次に、ワクチン接種のスケジュールについてでございますが、7月末までに65歳以上の接種希望者の接種が終了いたします。65歳以上の接種希望者の接種を7月末までに終了させるため、3回の集団接種を予定し、一部実施いたしました。1セット目というか、1回目の接種なんですけど、1回目が6月5日、6月6日、その方々の2回目の接種が6月26日、6月27日で、これについては156人の方を接種いたします。

2セット目というか、2回目なんですけど1回目の接種が6月19日、それから20日、2回目の接種が7月10日と7月11日、これをワンセットで240人分について実施いたしました。

3セット目と、3回目につきましては1回目が6月27日の日曜日、それから2回目が7月18日の日曜日、102人分を予定しております。この接種につきましては、医師会の先生方の御協力をいただきながら実施しております。

続きまして、スケジュールの基礎疾患のある人、それから障害者手帳をお持ちの人、それから16歳から24歳の人、それから60歳から64歳の方につきましては6月下旬をめどに順次発送していきたいと思います。基礎疾患のある人につきましては、電話による事前申請を6月27日から受け付けております。現在のところ、約600人となっております。障害者手帳をお持ちの方は約850人となっております。そういう状況でございます。

発送についてはここの表の順番で順次予約枠も気にしながら、発送していきたいと思っております。

接種券が届きますと予約ができますので、それぞれの医療機関の予約方法に沿って予約していただき、実際の接種につきましては一番早いところで6月28日の週から接種ができる医療機関が、1医療機関なんですけど、あります。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

ワクチンがキャンセル等で廃棄される場合の優先接種者ですが、表のと通りの順位としております。まずは医療機関におきまして、入院患者さんやかかりつけの患者さんを探していただき、その後この接種順を基本に対応しております。急なキャンセルに対応するため、職員を充てているというような格好になっております。

この中で、今現在、昨日の時点で①番の、順位1番の集団接種に従事する見込みの職員につきましては、47名の方が1回目の接種を受けております。それから、保育士、幼稚園教諭、順位2番の方については40名の方が1回目の接種を受けているというような状況になっております。

この中で、接種順位の4番、5番、6番、8番につきましては、県の大規模集団接種の優先順位について優先的に受けられるということになっております。申込みができるというようなことになっております。

次に、65歳以上の接種希望者の接種について、前回の補正予算のときに啓発等するというところで予算をつけていただいたものなんですけれども、65歳以上の方の接種希望者の接種について啓発のはがきを送付いたしました。早めの接種のお願いと、接種を希望しない人または接種できない人、予約についての相談をしたい人などについて調査を行いました。6月7日月曜日に予約システムで予約ができている人、医療機関へ直接予約している人など把握できている人を除いた約2,200人に対してはがきを送付いたしました。

電話で状況を教えていただいた人の内訳につきましては、予約済み、接種済みの方が約100人、希望しない、医師の指示で接種しない、できないなどの方は約160人、それから検討中、これから医師に相談、仕事の都合等でまだ予約していない人は約20人でした。

発送後の予約件数は約90人で、接種希望者については予約が完了していると考えております。

○中西委員長 説明が終わりました。

皆さんのほうから御質問、御意見はありませんか。

○星野委員 現在接種中の65歳以上の方から今後64歳以下に移っていくわけですが、64歳以下になると日中は仕事をお持ちの方が大半だと思いますが、そのあたりの対応はどのように考えられているのでしょうか。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 医療機関によっては午後の診療の時間の延長をしていただける医療機関があります。それから、まだ具体的に日程等は決めていないんですけれども、市のほうで医師会の先生方の御協力をいただきながら集団接種も考えていかないといけないのかなとは思っております。

○星野委員 このスケジュールには載ってない12歳から15歳の対応なんですけど、先日河野大臣が児童・生徒については夏休み中に進めたいという意向を示していましたが、備前市としては

どのように進めていく考えなのでしょうか。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 昨日文科省と厚労省が出したんですけど、基本的には12歳以上の児童・生徒に対するワクチン接種については集団接種ではなくて個別接種をというようなところで、集団接種については現時点では推奨するものではないとの方針を示されています。

市といたしましては、夏休みを利用していただきまして、日中協力して下さっている接種をしてくれる医療機関のほうへ接種に出向いていただき、基本的には行っていただきたいと考えております。

○星野委員 スケジュールとしてはいつぐらいに接種券を発行する予定で考えられているのでしょうか。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 7月中には準備ができ次第、順次発送していきたいと考えております。

○立川委員 1点確認なんですけど、備前市の場合は接種券があれば集団接種というのはどこでも可能なんですか。今、備前病院さんでやっておられるんですかね。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 接種券があればどこでも接種は可能になります。

○立川委員 先ほど話がありましたように、今後若い人に移っていくわけですが、どっかの外国ではエンゼルスの入場券があったり、インセンティブをつけて接種率をアップして集団免疫をというような流れになつとるところもあるらしいんですけど、備前市はそういったことを考えておられますか、接種率アップのために。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 現在のところはそのインセンティブについては考えておりません。

○中西委員長 3つの市立病院でのワクチン接種状況について、それぞれ3病院のほうから簡単に御報告をしていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○尾崎備前病院事務長 それでは、私のほうから3病院の状況を述べさせていただきます。

先日、荻野管理者から中西議員の一般質問に対しまして3病院全体としての人数を6月15日時点で5,915人接種を行っているという回答をいただいております。その内訳を述べさせていただきます。

備前病院では、1,587人に接種を行っております。そのうち備前市民の割合は97%です。日生病院は、2,209人に接種を行っております。そのうち備前市民の割合は96.6%です。吉永病院では、2,434人に接種を行っており、そのうち備前市民は86.5%の割合となっております。こちらのほうは1回目の接種を終えた方の人数となっております。

○中西委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

あと、定例会ですからこの所管事務調査でどうしても聞いておきたいということがありました

ら、皆さんのほうからお聞きいただいて結構でございます。

○西上副委員長 先般、社協の庁舎移転のことで全員協議会がございましたけれども、そのことで私社協に行って聞いてみましたが、社協の方のお話ではこの件の市の窓口はどこかを市長公室長にお尋ねしたら保健福祉部はソフト面で、庁舎管理のことは施設再編課の総務部でというふうに言われたということでした。したがって、この前の全員協議会では保健福祉部の方々が説明員でお答えになりました。ということなんで、施設再編の話をしている課ということはどういうことなかなというところをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○河井保健福祉部長 社協と一番関係が深いのが私どもでございますので、社協さんに来ていただいて以前から協議をしている中で、私どものほうが前に出させていただいたという経緯でございます。確かに委員御指摘のとおり庁舎の利活用につきましては総務部のほうで対応していますので、そちらについては私どものほうが逆に申し上げられない部分なので、その部分については総務部で対応をお願いしているところでございます。

○西上副委員長 そのときに部長、連携のことをよう言われましたけど、私は連携以上にワンストップが非常に重要などころではないかなと思うんですけども、福祉という名称なんで、市役所に来られた方はどっちへ行ってええか分からず間違えて行く方々のためにも近くにあるべきことが第1であると、こういうように私も思っておるんですけども、部長の考えも補足してよろしく願います。

○河井保健福祉部長 委員御指摘のとおりでございます。業務上の連携も全て市民サービスの向上で、来庁される方につきましても二度手間がない、ワンストップとなるということも一つの市民サービスの向上ということになってこようかと思っておりますので、市民に与えるサービスはどちらにしても向上するのかなと考えておりますので、そのように取り組んでいきたいと思っております。

○青山委員 障害者福祉のことについて1点だけお伺いします。

第6期の備前市障害福祉計画、見直しをしていただいて、詳しくいろいろ内容も書かれとんですけど、市民のほうからこの内容について例えば組織的に分かるような組織図のようなものというのはないのでしょうか。文字とか、そういったようなことが多いですし、どこにどういったようなところが関連されているとかというのが分かりづらいというようなことがあったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○行正社会福祉課長 現状ではそういった組織をまとめたものがございません。今後、検討していきたいと考えております。

○青山委員 ぜひそういった分かりやすいものを検討していただけたらと思っておりますので、よろしく願います。

○森本委員 社協の件なんですけど、向こうの建物が空くという状況にはなってくるかと思うんですけど、もともとああいうへんぴなところに社協を持っていくというのも問題やというのも市

民の方からたくさん声は聞いていて、中央に出てくるのが当然という話もあったりして、市庁舎の建て替えのときにも旧アルファビゼンには全ての組織が入れるからみたいな話もあったんですけど、結局ここには入ることがなく新庁舎が進んだわけなんですけれども、あの建物、もともと古い建物をお貸しするというので、市のほうも空いているところがあったら市民団体にこの間も公民館として貸し出したりすることもほかの建物もあったりはしたんですけども、全員協議会するときでもお話は出たんですけど、その辺のことも含めて今後あの建物を社協が管理をしていかないといけないわけなんですけど、方向性としてはどういう方向性で考えておられるのか、お聞かせください。

○河井保健福祉部長 全員協議会するときにも申し上げましたけれども、あの建物は社協さんに無償譲渡というふうな形になっておりますので、市のほうとして何かここでもう申し上げることは私のほうからはございません。

○西上副委員長 今社協さんが所有する車の台数は結構十数台あると思うんですけども、その車についてはどこの辺に止めて、しっかり駐車スペースは確保されているのか、その辺をお伺いいたします。

○河井保健福祉部長 総務部の契約管財課と協議をされているということですので、公用車の所有する台数、そちらの分の確保、それから職員さんの駐車場も必要になろうかと思っておりますので、そちらの確保というものも併せて準備するという事は聞いております。

○中西委員長 ぜひそれは確保をお願いしたいと。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、所管事務調査を終わります。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

皆さん、どうも大変御苦勞さまでした。

あと、最後になりますけど、請願の意見書の文書は25日ということで、案文だけまたお配りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

お疲れさまでした。

午後0時00分 閉会